

山梨県立大学国際政策学部紀要「山梨国際研究」編集内規

(名称)

1. 山梨県立大学国際政策学部は研究誌を発行し、「山梨国際研究 山梨県立大学国際政策学部紀要」(以下、「研究」という。)と称する。
2. 研究は原則として毎年1回、3月に発行する。

(目的)

3. 研究は本学部における教育研究活動に関する原著論文 (Original)、研究ノート (Note)、資料・調査報告 (Research)、彙報等を掲載し、広く内外に公表する。ただし、論文等は未発表のものとする。

(投稿者)

4. 研究に投稿できる者は、つぎに掲げる者とする。
 - (1) 学長及び国際政策学部専任教員
 - (2) (1)に掲げる者との共同執筆者
 - (3) その他、研究編集委員会が認めた者なお、掲載の優先順位は、(1)、(2)、(3)とする。

(研究編集委員会)

5. 研究編集・発行のため研究編集委員会(以下、「委員会」という。)を置く。
 - (1) 委員会の委員は国際政策学部専任教員の若干名により構成する。
 - (2) 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選による。
 - (3) 委員会は投稿された論文等を審議の上、採否を決定する。
 - (4) 委員会は、(3)の審議のため査読委員を依頼することができる。

(投稿)

6. 研究への投稿は、つぎの執筆基準により行う。
 - (1) 原稿の形式は題名、欧文要旨(欧文200語以内、彙報には不要)、本文、参考文献、図、表(図表の説明を含む)などを含むものとする。
 - (2) それぞれの原著論文、研究ノートの記載順序は、和文題名、著者名、欧文題名、著書名ローマ字、欧文要旨、内容索引作成に必要なキーワード(3~5語を日本語と欧文で記入)、本文とする。
 - (3) 投稿は電子媒体(FD、CDなど)を基本とし、印字した原稿も併せて提出する。書式はA4版、1行40字×40行=1,600字を基本とする。
 - (4) 度量衡の単位は原則として国際単位を用いる。
 - (5) 図・表は(説明文を含めて)、著者の責任で墨入れをすること。また、大きさは刷り上り1ページ以内に収まるようにすること。図表は縮小されるので、その大きさ、線の太さを十分考慮すること。縮小率は2分の1程度が望ましい。それ以外の場合は縮小率を明記すること。図表の表題、説明などは別紙によって提出すること。また、本文中の図表の挿入位置を右欄外に赤ペンで記入のこと。写真は白い台紙に貼り付け提出のこと。アートページは原則として著者負担とする。
 - (6) 注及び引用文献は、本文の引用箇所番号を付し、末尾にまとめ、つぎの例に準じて引用順に並べる。

例 雑誌の場合：著者名(発行年)、表題、雑誌名(必要に応じて号数を記入)、ページ
単行本の場合：著者名(発行年)、書名、ページ、発行者
Webサイトの場合：URL、閲覧日

同一著者が同一年に発表した文献を引用するときは、年号のつぎにa. b等の文字を付けて区分する。

(7) 欧文論文に関しては上記執筆基準を準用する。

(8) 校正は三校まで執筆者が責任を持って行う。加筆、訂正は、誤植の直し以外は原則的に認めない。過度の手直しを行った場合は、次号にまわすことがある。

(9) 論文は原則として刷り上り15ページ以内、研究ノート及び資料・調査報告は10ページ以内（いずれも図表を含む）とする。

(10) 予定ページを超えた場合には委員会が調整することがある。

(著作権)

7. 研究に掲載した論文等の著作権は山梨県立大学に帰属するものとする。

8. ただし、研究に掲載した論文等を筆者自身が他に利用することは差し支えないものとする。なお、他に利用する場合は事前に、利用する論文名、利用目的を委員会に申し出て承認を得なければならない。

附 則

この内規は、平成23年7月13日から施行する。

山梨県立大学国際政策学部紀要「山梨国際研究」編集内規 別紙

(2018年7月13日更新)

1. 内規4条(3)項「その他、研究編集委員会が認めた者」の要件について
国際政策学部専任教員であった名誉教授、および国際政策学部採用の非常勤講師は本項に含まれるものとする。ただし、第一著者であることが必要とされる。
2. 国際政策学部特任教授ならびにその他研究編集委員会が認めた者の投稿料について
原則として無料とする。これは、研究費の振替以外での投稿料の徴収が、会計処理上困難であることに拠るものである。
3. 投稿の制限の可能性について
現時点で、個人研究費の配分を受けている専任教員は自身の原稿頁数分の製作費の半額にあたる金額を研究費から負担することとなっている。そこで、予算を超える投稿数があった場合に専任教員の投稿を優先する目的から、投稿案内に「予定ページ数の関係上、内規に定める掲載の優先順位に従って投稿をお断りする場合があります。」と記載することとする。
4. 投稿論文の審議（適合性評価）について
内規5条(3)項「委員会は投稿された論文等を審議の上、採否を決定する。」における審議は、原則として内規6条(1)項～(8)項の執筆基準ならびに投稿案内に記した条件に従っているかどうかを判断する適合性評価のみとし、学術的な詳細については言及しないものとする。
5. 査読委員の位置づけについて
内規5条(4)項にある査読委員は、前項の審議のために依頼されるものであり、実質的には投稿規程を満たしているかどうかを判断する評価委員として位置づけられる。

山梨県立大学国際政策学部紀要「山梨国際研究」査読要領

第1条 [目的]

山梨県立大学国際政策学部（以下、学部と略記する。）は、『山梨国際研究』（以下、紀要と略記する。）の学問的水準の維持向上のため、ここに査読要領を定める。

第2条 [査読対象]

紀要への投稿物は、「原著論文」、「研究ノート」、「資料報告」から成るが、当面、「原著論文」のうち投稿者より査読希望表明されたものに対して査読を実施する。

第3条 [査読委員会]

- (1) 紀要の査読業務を行うために、学部内に査読委員会を設置する。査読委員会は学部長および研究編集委員会（山梨県立大学国際政策学部紀要「山梨国際研究」編集内規）によってこれを構成する。
- (2) 査読業務は、査読計画について学部長の承認を得なければならない。また、適宜、業務の進捗状況を学部長に報告する。

第4条 [査読委嘱]

査読委員は、投稿者本人が属している学会から5名、専門分野が近い学部教員から5名、計10名を査読候補者として推薦し、この中から査読委員会が2名の査読者を選び、査読委嘱を行う。査読者は匿名によりこれを行う。

第5条 [査読手続]

- (1) 査読に付された原稿は、各査読者が査読を行い、査読結果を別に定める査読票にて査読委員会に報告する。
- (2) 査読委員は、次条に記載する査読実施要領に従って査読を行い、原稿を受理した日より概ね4週間以内に、査読意見を査読委員会に報告する。
- (3) 査読委員会は、査読者の査読意見を踏まえて、掲載の可否を総合的に判断して決定すると同時に、査読の結果を投稿者に速やかに通知する。

第6条 [査読実施要領]

- (1) 査読者は、委嘱された原稿が紀要掲載に相応しい学術的水準のものであるか否かを総合的に判断し、「掲載可」、「掲載不可」、「修正付掲載可」の何れかを以て査読委員会に報告する。なお、2名の査読者の査読意見において、1名以上の「掲載不可」がある場合には、「掲載不可」とする。
- (2) 「掲載不可」、「修正付掲載可」の査読意見を下す場合には、査読者は掲載不可の理由もしくは修正が必要な箇所およびその理由を明記しなければならない。
- (3) 「修正付掲載可」の査読意見を下された該当論文が修正の上提出された場合は、これを再度査読手続に付す。

第7条 [査読者謝金]

査読者に対する謝金は、査読委員会で決定する。

附則

本要領は、令和5年8月1日より施行する。